

令和 7 年度危険物取扱者法定講習会(対面講習)の実施について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 23 の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習会については、対面による講習会を次のとおり実施します。

1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち、現に危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している者は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

- (1)危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から 1 年以内。
ただし、過去 2 年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以降の最初の 4 月 1 日から 3 年以内。
- (2)前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している者は、受講日以降の最初の 4 月 1 日から 3 年以内。

2 講習月日及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和 7 年10月 3 日(金) 午前 9 時30分	今治市南宝来町1-9-8 今治市総合福祉センター 多目的ホール 1
	令和 7 年10月15日(水) 午後 1 時30分	大洲市東大洲270-1 大洲市総合福祉センター 4 階多目的ホール
	令和 7 年10月24日(金) 午前 9 時30分	西条市神拝甲79番地 4 西条市総合文化会館 小ホール
	令和 7 年10月28日(火) 午前 9 時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1 階石鎚の間
	令和 7 年11月 5 日(水) 午前 9 時30分	松山市湊町 7 丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 3 階大会議室
	令和 7 年11月 6 日(木) 午後 1 時30分	松山市湊町 7 丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 3 階大会議室
	令和 7 年11月 7 日(金) 午前 9 時30分	宇和島市曙町 1 番地 宇和島市役所 2 階大会議室
	令和 7 年11月20日(木) 午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第 2 条第 6 号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和 7 年10月28日(火) 午後 1 時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1 階石鎚の間
	令和 7 年11月 4 日(火) 午後 1 時30分	松山市湊町 7 丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 3 階大会議室
(3) (1) 及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	令和 7 年10月 3 日(金) 午後 1 時30分	今治市南宝来町1-9-8 今治市総合福祉センター 多目的ホール 1
	令和 7 年10月 9 日(木) 午後 1 時30分	八幡浜市北浜 1 - 5 - 1 八幡浜市民スポーツセンター サブアリーナ
	令和 7 年10月24日(金) 午後 1 時30分	西条市神拝甲79番地 4 西条市総合文化会館 小ホール
	令和 7 年10月27日(月) 午後 1 時30分	新居浜市前田町6-9 リーガロイヤルホテル新居浜 1 階石鎚の間
	令和 7 年11月 5 日(水) 午後 1 時30分	松山市湊町 7 丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 3 階大会議室
	令和 7 年11月 6 日(木) 午前 9 時30分	松山市湊町 7 丁目 5 番地 松山市総合コミュニティセンター 3 階大会議室
	令和 7 年11月 7 日(金) 午後 1 時30分	宇和島市曙町 1 番地 宇和島市役所 2 階大会議室
	令和 7 年11月19日(水) 午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室
	令和 7 年11月20日(木) 午前 9 時30分	四国中央市妻鳥町乙127 愛媛県紙産業技術センター 研修室

※講習種別の区分は次のとおりです。

【給油取扱所】

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

【コンビナート】

コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

【その他】

上記以外の危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習

3 受講申請書の配布場所

- ・各地区（市）危険物安全協会
- ・各消防（局）本部
- ・県各地方局総務県民課防災対策室及び県各地方局支局総務県民室

※愛媛県危険物安全協会連合会のホームページ(<http://www.ehimekenkiren.org/>) からも受講申請書をダウンロードできます。A 4 両面印刷してください。令和6年度までの受講申請書はご使用できませんのでご注意ください。

4 受講申請書の受付期間

令和7年8月18日（月）から各会場講習実施日の3日前まで(土日・祝日を除く)受け付けします。

但し、受講申請書を郵送する場合又は受付をした危険物安全協会管轄以外の会場で受講する場合は、令和7年8月18日（月）から各会場講習実施日の5日前まで（同）とします。

5 受講申請の受付

- ・四国中央市危険物安全協会(四国中央市消防本部内)
- ・新居浜市危険物安全協会(新居浜市消防本部内)
- ・西条市危険物安全協会(代行：西条市消防本部)
- ・今治地区危険物安全協会(株式会社天宗内)
- ・松山地区危険物安全協会(愛媛県危険物安全協会連合会内)
- ・大洲地区危険物安全協会(愛媛たいき農協 サンライズ 56 内)
- ・八幡浜地区危険物安全協会(四国電力株式会社伊方発電所 総務広報部 総務課内)
- ・西予市危険物安全協会(西予市消防本部内)
- ・宇和島地区危険物安全協会(宇和島地区広域事務組合消防本部内)

八幡浜地区協会は郵送受付のみとなりますのでご注意ください。

6 受講手数料

愛媛県収入証紙(5, 300円)を申請書裏面に貼付して納付してください。

7 注意事項

- ・講習当日は受付において、受講票、危険物取扱者免状を必ず提出してください。
- ・各会場とも駐車場が十分でないため、車でのご来場はお控えください。

8 問い合わせ先

- ・愛媛県危険物安全協会連合会
松山市本町7-2 愛媛県本町ビル2階
電話(089)924-6618
- ・愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
松山市一番町4-4-2
電話(089)912-2316